

○居宅介護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 重度訪問介護 研修修了者 による場合	注 2人の居宅 介護従業者 による場合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の 場合	注 初任者研修 課程修了者 が作成した居 宅介護計画 に基づき提供 する場合	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービス を行う場合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算																										
イ 居宅における身 体介護	(1) 30分未満 (249単位) (2) 30分以上1時間未満 (393単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (571単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (652単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (734単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (815単位) (7) 3時間以上 (896単位に30分を増すごとに+81単位)	×70/100	1時間未満 (184単位) 1時間以上1時間30分未満 (274単位) 1時間30分以上2時間未満 (366単位)							1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算																										
ロ 通院等介助(身 体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (249単位) (2) 30分以上1時間未満 (393単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (571単位) (4) 1時間30分以上2時間未満 (652単位) (5) 2時間以上2時間30分未満 (734単位) (6) 2時間30分以上3時間未満 (815単位) (7) 3時間以上 (896単位に30分を増すごとに+81単位)		2時間以上2時間30分未満 (457単位) 2時間30分以上3時間未満 (549単位) ※3時間以上 (633単位に30分を増すごとに+84単位)									×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	特定事業所加算(I) +20/100 特定事業所加算(II) +10/100 特定事業所加算(III) +10/100 特定事業所加算(IV) +5/100	+15/100																				
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (102単位) (2) 30分以上45分未満 (148単位) (3) 45分以上1時間未満 (191単位) (4) 1時間以上1時間15分未満 (232単位) (5) 1時間15分以上1時間30分未満 (268単位) (6) 1時間30分以上 (302単位に15分を増すごとに+34単位)		×90/100									×90/100																									
ニ 通院等介助(身 体介護を伴わない 場合)	(1) 30分未満 (102単位) (2) 30分以上1時間未満 (191単位) (3) 1時間以上1時間30分未満 (268単位) (4) 1時間30分以上 (336単位に30分を増すごとに+68単位)																																				
ホ 通院等乗降介助	(98単位)																																				
初回加算	(1月につき200単位を加算)																																				
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)																																				
福祉専門職員等連携加算(90日の間、3回を限度)	(1回につき564単位を加算)																																				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×302/1,000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×220/1,000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×122/1,000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +ハの90/100) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +ハの80/100)																										注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可										
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×41/1,000)																										注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可										
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×74/1,000) ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×58/1,000)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計																																		